

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第3回）

における主な意見

1. 戦略的な国際標準の獲得を通じた競争力強化について

- （アジアとの連携について）マレーシアやインドネシアなど後発開発途上国を対象を広くとって、日本のプレゼンスをあげるべき。
- 国内で標準を固めてアジアに輸出するのがこれまでのやり方だったが、最初からアジアと協同して標準化し国際的にリーダーシップをとるように各省変わってきたことを確認できた。
- 社会インフラに係る標準化は非常に重要。一方で、様々な要素技術をシステム化する場合、要素技術が複数企業間に散らばっていると標準化まで大変なプロセスになる。更に、海外企業も巻き込まないと国際標準は取れないのではないか。
- 公正に評価するために新たな試験方法に関する支援を是非行ってほしい。
- 企業においては、事業戦略があってその中で標準化戦略や知的財産戦略があるべき、そうしないと今後は世界で勝っていけない。
- 国際標準獲得のための交渉人材も重要であるが、ビジネスモデル、標準と知財とあわせて考えられる人材も重要。
- 人材育成についてだが、いくら標準化人材を育てて標準をとっても事業・産業では負けるということがある。産業と標準を結びつける人材までやらないと標準人材が活かさない。

2. 産学官共創力の強化について

- 大学知財本部・TL0を再編・統合する、というのが課題であると認識。今までの施策の延長では、何ら対応していないように見える。
- 知財本部・TL0の再編というよりも、大学の産学連携活動の評価が重要。今は特許出願件数とロイヤルティだけ。アクションプランにつながるような評価指標が必要。
- 特許法30条（新規性の喪失の例外）のところの制度改正はぜひ進めてほしい。例外となる発表先の拡大だけでなく、例外を認める期間が、半年がいいのか1年がいいのかも含めて検討してほしい。
- 日米の実施料収入の比較において、米国は2359億円に対して日本は24億円と開きがある。GDP等を考えると日本にも十分ポテンシャル

- ルがあり、24億を50倍の1000億円にするような方向で議論したい。
- 本当に産学連携をやっているところを支援するようにしないと、施策を講じても少しずつしか進まない。
 - 企業によれば、新興国を含め海外の大学と共同研究をやっているとのことであり、全体的なイノベーションシステムとしては、国内に限るのではなく、産学連携でも海外にオープンにしていく必要を感じる。
 - 中小企業は国内の大学と組み、大企業は海外の大学とも組む、さらに教育も国際化というように、全体が完結するような絵を描かないといけない。
 - 「つくばイノベーションアリーナ」の説明があったが、各プロジェクトの出口イメージがわからない。社会インフラにどうことが必要であり、そのためにどのような国プロが必要なのか、という全体像が必要。
 - 出願フォーマットの自由化については合わせて補正・分割の要件の緩和が必要。訂正が制限されることは遺憾ということコメントしておきたい。
 - 産学連携自体が自己目的化してはならない。

3. 国際知財システムの構築について

- 国際特許システムを日本がリードしているのはすばらしく、取組は評価。しかし、日本から米国への出願件数は18万件であるのに対してPPH利用件数は2600件であり、1.3%程度と利用率が低い。
- 審査期間を審査の質を保ちつつ素早く行うことに加えて、各国との共同審査を行うことを提案したい。
- 審査期間は短くなってきているが、最終処分而言えば日本は62ヶ月で、米国と欧州は42ヶ月である。今後は最終処分を念頭において努力を行っていく必要がある。
- 世界の特許が日本を目指して入ってきて、日本から発信するような内外ユーザーが利用したくなる整備が必要。もう一つは権利の安定性が重要。
- 日本がアジア・世界の中で先進的な実績・運用をもっている。これを日本の競争力に繋げるためアジアのデファクトにならねばならない。